

諮問庁：国立大学法人東京大学

諮問日：平成29年2月14日（平成29年（独個）諮問第8号）

答申日：平成29年7月7日（平成29年度（独個）答申第24号）

事件名：本人が指導していた特定学生の博士論文審査に係る特定専攻公聴会で再生された録音データ等の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、文書2に記録された保有個人情報を保有していないとして不開示とし、文書1、文書3、文書4及び文書5に記録された保有個人情報の全部を不開示とした決定は、結論において妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月28日付け第28-278号により国立大学法人東京大学（以下「東京大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

##### （1）審査請求書

###### ア 審議、検討又は協議に関する情報であるから開示できないとの点

確かに本件で開示を求めているのは、専攻の会議で、特定学生の博士課程論文の審査が行われた公聴会において、特定学生の合格不合格を判定するために開かれた公聴会で録音されかつ開示された録音物であるから、審議、検討又は協議に関する情報である面がある。しかしながら、これは、特定学生が執筆し、審査請求人が指導していた博士論文に関するもので、特定学生もその指導担当教員の審査請求人も深く関与した個人情報に係わるものであって、開示請求人（審査請求人）のみならず、特定学生も賛同して、個人情報を開示して欲しいと述べている。個人のプライバシー保護の観点からすれば、全く問題のない事案である。また、審議、検討又は協議に関する情報であるとするが、その審議等は尽くされておらず、更なる検討が必要であるので、

個人情報として開示を求めるものである。

イ 公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法14条4号に該当するとの点

本論文審査については、既に特定年月日bの専攻公聴会議において、録音物が流されており、専攻が意見交換を拒否しているため、意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれはない。

ウ また、公にすることによって、東京大学の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの点

東京大学の事業は、大学の運営であり、授業と研究を進めることである。その事業について、開示請求者は支障を及ぼすことは考えていないし、考えられない。

開示請求者としては、特定教授や特定准教授が意図的に録音物を不正に改ざんしている可能性があるため、それを確認したいために、開示を求めているにすぎない。不正な点がなければ、隠すことなく、開示すればよいだけのことである。

エ 東京大学の不開示理由

東京大学の不開示理由は、行政文書の開示請求に関する裁判での主張と同じである。東京大学は、今回の開示請求が行政文書の開示請求ではなく保有個人情報の開示請求であることを理解していない。

保有個人情報の開示については、行政文書の開示請求の裁判事件で、東京地裁や東京高裁が示唆していたので、開示請求をしたものである。行政文書の開示請求は認められない、保有個人情報も開示請求が認められないとしたなら、情報公開の制度趣旨が達せられない。

(ア) 東京大学は、本件情報は特定の個人を識別できる情報に当たるとする。それは、声や発言内容からすればそうである。それでも情報公開法のなかで、不開示事由は明白にないということである。

(イ) 本件情報は、特定学生の博士論文の審査を内容とするもので、審査請求人の論文指導を目的にして討論されたものであるから、法14条2号の所定の個人情報に当たりますが、個人の利益を害するおそれがあると東京大学は主張する。しかしながら開示請求人（審査請求人）及び特定学生は失うものは何もない。東京大学が守りたいのは、専攻執行部のことであろう。

(ウ) 本件対象保有個人情報は法14条2号所定の絶対的開示文書の口に当たるので、開示すべきである。博士論文の合格不合格は、論文執筆者にとって、博士の過程を終了したかどうかに関わるもので、人の生活又は財産に係わる重要な情報である。審査請求人も、指導していた特定学生の発表論文について専攻で疑義が申し立てられ、その後の研究発表ができなくなっていて、重要な財産侵害が行われ

ている。

(エ) 東京大学は、本件情報は、情報が、不開示請求が記録されている部分と開示請求者の個人情報が記録されている部分が混在された部分が記録されていて、当該不開示情報部分が記録されている部分を容易に区分して除くことが出来ないとする。

しかしながら、専攻の会議で声や発言内容から、誰がどのようなことを話したのかは、容易に識別できることである。それよりも、審査請求人が求めているのは、特定年月日bに、専攻公聴会で流された録音物に改ざんがないかという点なのである。東京大学の博士論文の審査において、改ざんがあったなら、博士の過程終了に係わる重大な財産上の問題である。

(オ) 個人情報保有されている媒体の点

東京大学は、特定教授のパソコン情報はないという。しかしながら、審査請求人は、特定年月日cの専攻会議において、特定教授が、自分のパソコンを示して、ここに情報が入っていると明言したことを明確に聞いている。情報がないというのは、特定教授が特定准教授の収録したものと違うので証拠を隠滅したというようなことになる。しかしながら、特定教授のパソコン本体のデータボックスには情報は入っており、それは消えていないので、取り出せるはずである。

中国では、日本の官庁の古いパソコンを買い取り、パソコン本体から、過去の国家機密情報を引き出している。

オ 結論

本件専攻会議公聴会で示された情報を開示することは、東京大学の公明正大性を示し不正がないことを示すためにも、必要である。開示しないならば、やましいことがあったという推定が働くことである。だからこそ、東京大学は、情報を開示すべきである。

(2) 意見書

ア 録音物の存在についての東京大学側の見解

東京大学側は、調査の結果、文書1、文書3及び文書5は存在すると答えている。それならば、それを開示すべきである。東京大学側は、録音された内容が同じであるから、まとめて回答したにすぎないとする。しかしながら、内容の同一は再生してみないと分からないし、内容だけでなく、背後の雑音、途中で切れがないか等、確認すべき点は多い。本件の録音内容は、特定の学生の博士論文審査にかかわる審議の様態であり、人の人生を左右する重大な事項であり、開示の必要性は極めて大きい。

ファイル化した録音物については、東京大学側は、文書4の存在は

認め、文書2の存在は否定している。

特定准教授がファイル化したのは、重要な録音物であり、バックアップの必要性が高かったからであり、もし全く同一のものならば開示するのに東京大学側に支障はないはずである。(中略)この件は学生の博士論文の審議の様相を記録した重要なものであり、重要な公文書ないし公用文書であるので、開示すべきである。ファイル化したものとファイル化する前の原録音物とを、内容、背後の騒音、録音が切れているかどうか、を確認するだけでも意味がある。文書5も文書3と比較参照するだけで意味がある。

我々は、ファイル化の過程で、同一性が失われたのではないか、修整があったのではないかということの問題にしているのである。であるからして、原録音物とファイル化されたものを比較することが大事なので、双方の開示を求めているのである。

少なくとも、文書1及び文書3は原録音物そのものであり、東京大学側もその存在を認めている。存在しているならば、不正の修整がないことを立証するために、東京大学もそれらを開示すべきである。

#### イ 東京大学側の本件文書不開示の理由について

公務員が作成(録音)し、公務所の審議用に使われる録音物は、公文書であると同時に、公用文書である。これらの文書は、情報公開法制のもとでは、公開されるべきが原則であり、本件では不開示事由はないので、原則に戻り公開されるべきである。

本件の開示請求をしている情報の内容は、審査請求人が研究指導をしていた特定学生が作成した博士論文であり、情報の著作権者である審査請求人も特定学生も情報が開示されることを望んでいる。特定年月日aの臨時専攻会議で発言した教授達に発言権はあるが、著作権はなく、主観的な意見の表明であって、録音物に修整がない限りにおいて、録音物が議論の対象となるものである。開示により録音物に修整がないことの確認がなされるべきである。

東京大学側は、公開すると学部教授会での議論を萎縮させるという。しかしながら、本件録音物は、公聴会で公開されている。それを審査請求人はきちんと原物が再生されているのかどうか確認したいと述べているものである。再生物が、きちんと録音され、再生されているなら、東京大学側も公開するのに異議はないはずである。

本件録音物は、既に公聴会で再生され学部としての結論が出ているのだから、本件の審議対象の学生に対する専攻会議における萎縮効果はない。

東京大学側は、将来の学部教授会での議論を萎縮させるとも言っているようだが、議論の基となった正確な録音物を精査することは、

かえって議論を収束させ、専攻会議の権威も保てるはずである。

東京大学側が、存在する録音物を開示しないということに、大きな疑問を感じる。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 本件対象保有個人情報及び審査請求の対象について

特定された本件対象保有個人情報は、東京大学特定研究科特定専攻会議のうち、特定年月日bに行われた専攻公聴会において流された録音物（特定年月日aの同専攻会議を録音したもの及びそれをファイル化したもの）について、審査請求人及び指導していた特定学生に係る保有個人情報の開示を求めている。

処分庁では、上記録音物及びファイル化したものは、審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあり、法14条4号に該当し、また公にすることによって、東京大学の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条5号柱書きに該当すること、また、同条2号所定の開示請求者以外の個人の情報に関するものも含まれている。さらに録音データには不開示情報が記録されている部分と審査請求人の個人情報が記録されている部分が混在して記録されており、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができない（東京大学における保有個人情報の開示決定等に係る審査基準第1第2項（4）に明記している。）。このことに基づき、上記については不開示の決定をしたものである。

これについて、審査請求人は、平成29年1月23日受付の審査請求書により、開示を求めている。

##### (2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本人が指導していた特定学生の博士論文の審査が行われた公聴会において、合格不合格を判定するために開かれた公聴会で、その指導担当教員も深く関与した個人情報であって、審査請求人のみならず特定学生も賛同して個人情報を開示してほしいと述べており、個人のプライバシー保護の観点からすれば、全く問題のない事案であるとして開示を主張している。

請求内容にある「特定専攻公聴会」とは、当該専攻教授会を構成する者のうち連携教員、兼任教員を除く専任教員のみを対象として、率直な意見交換を行うことを目的に開催する会合であり、当該専攻において必要と認められたときのみ開催するものであり、本件対象保有個人情報は、特定年月日bに開催された当該公聴会で再生した録音データで、特定年

月日 a に行った同専攻会議を録音したものである。

しかしながら、当該会議の検討内容は、それを公にすることにより、構成員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法 14 条 4 号に該当し、ひいては、東京大学の教育という最も主要な事業そのものに支障を及ぼすおそれがあり、同条 5 号柱書きに該当する。

また、審査請求人は、本人が指導した特定学生個人の情報についても自分の保有する個人情報と主張しているが、特定学生個人の情報は、飽くまでも特定学生のものであり、その情報をあたかも審査請求人自身の個人情報であるとの誤解があるが、法 12 条 1 項において、「自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」とあり、審査請求人が特定学生の個人情報を開示請求することはできない。本件対象保有個人情報は、「開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」である。

したがって、処分庁の決定は妥当なものであると判断するとともに、審査請求人の主張は支持できない。

以上のことから、諮問庁は、本件について原処分維持が妥当と考える。

## 2 補充理由説明書

### (1) 特定年月日 b 特定専攻会議公聴会で流された録音物について

特定年月日 b の公聴会で再生された録音物は、特定年月日 a の同臨時専攻会議を特定准教授が録音したものを再生した。

公聴会において特定准教授が録音したものを再生したが、この録音物を不正に改ざんしている可能性があるのを確認したい、と審査請求人は主張しているが、録音物については改ざんやその他の加工は一切しておらず、特定年月日 a の臨時専攻会議を特定准教授が録音したものをそのまま再生している。

### (2) 特定教授の録音物について

特定年月日 a の臨時専攻会議を特定教授（当時の専攻長）が録音したレコーダーが存在する。しかし、録音した録音物は、パソコンを含め他の媒体にコピー（ファイル化）したものはない。事務職員が特定教授に再度確認したが、ファイル化したものはないとのことであった。よって、開示請求書の「特定教授がレコーダーで録音した録音物及びその録音物を特定教授が自分のパソコンにファイル化したもの」（文書 1 及び文書 2）のうち、自分のパソコンにファイル化したもの（文書 2）は不存在である。

したがって、本件については、原処分が妥当と考える。

### (3) 文書 1、文書 3 及び文書 4 の不開示理由について

上述のとおり、特定年月日 a の臨時専攻会議を特定教授、特定准教授

が録音し、特定准教授が会議の書記でもあり、特定准教授が録音したものを、特定年月日 b の公聴会において録音したとおりに再生した。

特定教授が録音したもの（文書 1）、特定准教授が録音したもの（文書 3）、特定准教授が録音したものを PC 等にファイル化したもの（文書 4）については、録音された内容も同様であるため、理由説明書には、不開示理由を一つのものとして記載したが、これは録音内容が同様であったためにまとめて回答したものである。

#### 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 29 年 2 月 14 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年 3 月 6 日 審議
- ④ 同年 5 月 18 日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑤ 同月 29 日 審査請求人から意見書を收受
- ⑥ 同年 6 月 15 日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑦ 同年 7 月 5 日 審議

#### 第 5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件文書（録音データ）に記録された保有個人情報であり、処分庁は、このうち文書 2 に記録された保有個人情報は不存在であるとして不開示とし、文書 1、文書 3、文書 4 及び文書 5 に記録された保有個人情報の全部を法 14 条 2 号、4 号及び 5 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分により不開示とされた本件対象保有個人情報の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、原処分の妥当性について検討する。

##### 2 原処分の妥当性について

###### （1）文書 2 に記録された保有個人情報について

ア 諮問庁は、上記第 3 の 2（2）のとおり、諮問庁の事務職員が、文書 1 を作成した特定教授に対して再度確認を行った結果、文書 2 が作成されていないことを確認した旨説明するので、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、次のとおりであった。

（ア）特定年月日 a に臨時に開催された特定専攻会議（以下「本件臨時特定専攻会議」という。）においては、書記である特定准教授が会議の内容を録音しており、その後特定年月日 b に開催された特定専攻公聴会（以下「本件特定専攻公聴会」という。）において再生し

た本件臨時特定専攻会議の内容を記録した録音物も、特定准教授が録音した録音物を使用している。

(イ) 文書1は、当時の特定研究科特定専攻の専攻長であった特定教授が、特定専攻で共用されているレコーダー（以下「本件レコーダー」という。）を用いて本件臨時特定専攻会議の内容を別途録音したものであるが、これは、特定准教授が本件臨時特定専攻会議の内容の録音に失敗した場合に備えて録音したものである。

(ウ) したがって、文書1は、作成後、本件レコーダーにそのまま保管されているものであり、また、補充理由説明書（上記第3の2）で説明したとおり、特定教授がこれを本件レコーダー以外の記録媒体等に複写したという事実はないということについて、特定教授に再度確認をした。

イ 以上を踏まえ、以下検討する。

まず、文書1は、本件臨時特定専攻会議の書記ではない特定教授により念のために録音されたものであり、本件臨時特定専攻会議の内容を録音した録音物が本件レコーダーにそのまま保管されているのみであって、当該録音物を本件レコーダー以外の記録媒体等に複写した事実はないとする諮問庁の上記アの説明に不自然、不合理な点はない。

そのほか、文書2の存在をうかがわせる事情は存しないから、文書2に記録された保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明を否定することはできない。

ウ したがって、東京大学において文書2に記録された保有個人情報を保有しているとは認められない。

(2) 文書3に記録された情報について

ア 本件開示請求書では、文書3について、特定准教授がスマートフォン（以下「本件スマートフォン」という。）で録音した録音物であるとされていることから、当審査会事務局職員をして諮問庁に対して、本件スマートフォン及び文書3の管理状況等について確認させたところ、次のとおりであった。

(ア) 本件スマートフォンは特定准教授が個人として所有するものであり、東京大学はその記録内容を含め、一切管理を行っていない。

(イ) 文書3は、本件臨時特定専攻会議の書記である特定准教授が、本件スマートフォンにより本件臨時特定専攻会議の内容を録音したものである。

(ウ) しかしながら、本件スマートフォンは特定准教授が個人として所有するものであり、本件臨時特定専攻会議の記録の保管及び使用には適していないことから、特定准教授は本件スマートフォンに記録

された文書3をパソコンに複写しファイル化したもの(文書4)を作成した。本件特定専攻公聴会で再生された録音物(文書5)とは、上記のファイル化したもの(文書4)を、それが保管されているパソコンを用いて再生したものである。

イ そこで検討すると、文書3は特定准教授が個人として所有する本件スマートフォンに記録されたものであり、また、その保管及び使用のために文書3の複写により文書4が新たに作成されたことを踏まえれば、文書3は東京大学において保有されているものとは認められない。

ウ したがって、文書3に記録された情報は、法2条3項の保有個人情報には該当しないことから、その全部を法14条2号、4号及び5号柱書きに該当するとして不開示としたことは、結論において妥当である。

(3) 文書1、文書4及び文書5に記録された保有個人情報について

ア 文書1、文書4及び文書5に記録された保有個人情報は、本件臨時特定専攻会議における特定学生の博士論文の審査過程に関する検討の様子を録音した録音データ(本件文書)の内容の全部であり、その全部が不開示とされていることが認められる。

イ 諮問庁は、上記アの保有個人情報の内容については、これを公にすることにより、特定専攻会議の構成員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある旨説明するので、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、次のとおりであった。

(ア) 特定専攻会議で議論が行われる内容には、今般の本件臨時特定専攻会議のように、博士論文の審査過程に係る検討も含まれている。

(イ) 本件臨時特定専攻会議における博士論文の審査過程に係る検討内容が開示されることとなれば、今後、特定専攻会議において本件臨時特定専攻会議で実施したような博士論文の審査過程の検討を行うこととなった場合に、特定専攻会議の構成員が、当該博士論文に係る関係者からの不当な働きかけ等を受けることを懸念して発言を控える等により、特定専攻会議における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

ウ 当審査会において本件文書を見分(聴取)したところ、上記アの保有個人情報の内容を開示すれば、諮問庁の上記イの説明のとおり、今後、博士論文の審査過程の検討が行われる場合において、特定専攻会議の構成員が発言を控える等により、特定専攻会議における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものと認められるから、当該保有個人情報の内容は法14条4号に該当し、同条2号及び5号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とした

ことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報のうち、①文書2に記録された保有個人情報を保有していないとして不開示とし、②文書1、文書3、文書4及び文書5に記録された保有個人情報の全部を法14条2号、4号及び5号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、(i)文書2に記録された保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示としたことは、東京大学において文書2に記録された保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であり、(ii)文書3に記録された保有個人情報につき、その全部を同条2号、4号及び5号柱書きに該当するとして不開示としたことは、文書3に記録された情報は、法2条3項に規定する保有個人情報に該当しないと認められるので、結論において妥当であり、(iii)文書1、文書4及び文書5に記録された保有個人情報につき、その全部を同条2号、4号及び5号柱書きに該当するとして不開示としたことは、不開示とされた部分は同条4号に該当すると認められるので、同条2号及び5号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙（本件文書）

- 1 特定年月日 a に国立大学法人東京大学特定専攻会議で録音された特定学生の博士論文審査の様子を録音した次の 4 個の録音物

文書 1 特定教授（当時の専攻長）がレコーダーで録音した録音物

文書 2 文書 1 を特定教授が自分のパソコンにファイル化したもの

文書 3 特定准教授がスマートフォンで録音した録音物

文書 4 文書 3 を特定准教授がパソコンにファイル化したもの

- 2 特定年月日 b に国立大学法人東京大学特定専攻公聴会で流された次の録音物 1 個

文書 5 文書 3 又は文書 4 の録音物 1 個